

5月の税務カレンダー

- ☆個人の県民税市民税特別徴収額のお知らせ
- ☆自動車税の納税・・・6/1
- ☆4月分源泉所得税住民税の納税・・・5/11
- ☆平成27年3月決算法人の確定申告
- ☆9月決算法人の中間申告(法人・消費)



【税務耳より情報】

2015年税制改正法が、3月31日に成立しました。その内容は、アベノミクスの成長戦略を後押しするための法人税減税とその財源確保のための課税ベースの拡大がセットになっています。消費税については、景気条項を付さずに2017年4月より確実に10%の実施を求めています。

- 法人税率の引き下げ・・・25.5%→23.9%
- 所得拡大促進税制の要件緩和
- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長拡大
- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設
- ジュニアNISAの創設

詳細については、職員にお尋ねください。

【ちょっとランチタイム】

今回は、関越自動車道花園インター近くの伊太利亜食房アガノ(048-584-0077)さんです。おすすめには、生パスタもありますが、この日は、赤城鳥のチキンステーキBコースを選択。前菜が3種、スープ、サラダ、自家製パン、飲み物とデザートがつきます。目の前でステーキをソテーしてくれています。付け合せの野菜がいっぱい。写真には見えませんが、5種類ぐらいの野菜がソテーされています。赤城鳥は、ジュシーでデザートのかぼちゃプリンも美味しい！！これからゴルフに行かれる男性グループのお客さんもこの量が満足そうです。いつも地元の方で賑わっているイタリアンのお店です。



＜社労士法人よりお知らせ＞

平成26年の埼玉労働局管内における申告受理状況
埼玉労働局管内における平成26年の労働者からの労働基準法違反等の申告受理件数は1,099件で、平成25年に比べ82件減少しています。内容の内訳としては、賃金不払いが935件(全体の85.1%)を占め、次に解雇が153件(3.9%)となっています。

業種別では建設業210件(19.1%)が最も多く、次いで商業175件(15.9%)、製造業161件(14.6%)、運輸交通業126件(11.5%)、接客娯楽業126件(11.5%)です。

時間外・休日労働に関する労使協定(36協定)は結んでいますか？

労働基準法で定める法定労働時間を超えて労働させることは労働基準法違反となります。事業所の規模の関係なく、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること、労働基準法違反でなくなります。(限度はあります)締結していない、締結しているけど届け出していない。等ありましたら、届出をお願いします。この協定は毎年締結、届出が必要です。

【職員紹介】熊谷事務所 2課 重久公典

☆誕生日 11月21日 ☆さそり座 ☆O型

第一経営に入社して8年目になります。20代のころは都内の小さな税理士事務所、30代でそのお客様であった中華料理屋に転職し、思うところがあってまた税理士事務所でも働くことになりました。思っていたのとは少し違ってきていますが・・・

たまに息子を連れてパッティングセンターに行き、日ごろのストレスを解消しています。よろしく願いいたします！

＜事務所トピックス＞

あのふっかちゃん(全国ゆるキャラ人気第2位)が、4月11日事務所スタッフ吉田さんの結婚式のお祝いに駆け付けてくれました～(´▽`)/おめでとう～！！！！

